


中文 Ginkgo

外籍居民的住民基本台帐 制度即将开始！

がいこくじんじゅうみん じゅうみんきほんだいちょうせいど すたーと
外国人住民の住民基本台帐制度がスタートします！

氏名 生年月日 国籍等 居住地 在留資格 在留期間(満了日) 許可の種類 許可年月日 交付年月日 このカードは〇〇〇〇年〇月〇日まで有効です	性別 おもて 封面 就労制限  印	カード番号
住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
	うら 后面	
資格外活動許可欄		在留期間更新等 許可申請欄

▲替换原来的外国人登录证明书，即将交付的新“在留卡”示意图

▲外国人登録証明書にかわり、新たに交付される「在留カード」のイメージ

关于外籍居民的新制度

2012年7月9日，随着出入国管理法、住民基本台帐法等修改，外国人登录法将被废除。这样一来，外国人也可交付住民票，跟日本人一样开始成为住民基本台帐制度的对象。

到现在为止在市役所和入国管理局办理的变更地址、姓名的手续将发生大幅变化，请注意看内夹特集。

外国人住民の新制度について

平成24年7月9日、出入国管理法・住民基本台帳法等の改正に伴って外国人登録法が廃止されます。これにより、外国人についても住民票が作られ、日本人と同じ住民基本台帳制度の対象になります。

住所や氏名の変更等、これまで市役所や入国管理局で行っていた手続きが大きく変わることになります。

詳しくは折込みの特集をご覧ください。

外国人登録人口

平成24年4月末日現在 93 国

男 4,075人 女 5,244人 計 9,319人

外国人登记人口

(至2012年4月末止) 93 国

男:4,075人 女:5,244人 共计9,319人

话题:

留学生而设置的租赁住房代行担保费用补助金

本制度是指为外国人留学生在八王子市租赁住房、要利用担保人代行制度的时候，市里会补助所发生费用的一部分。(一人仅一次)

对象者:

- ①有留学在留资格。
②居住在八王子市。
③在八王子地区的大学(含大学院或短期大学)或在高等专科学校就读。(也面向东京家政学院大学、慈幼高专。)

补助对象: 利用下面的任一制度的时候:

- ①日本国际教育支援协会的“留学生住宅综合补偿”制度
②民间企业等的担保人代办制度

补助金额: 所支付金额的同额(100日元未去), 9000日元为上限。

咨询: 市民活动推进部国际交流课

TEL: 042-620-7437 FAX: 042-626-0253

E-mail: b051000@city.hachioji.tokyo.jp

话题:

留学生のための住居賃貸代行保証料補助金

この制度は、外国人留学生在八王子市で賃貸住宅を借りるとき、保証人を代行してもらった際に必要な費用の一部を市が補助するものです。(1人1回のみ)

对象者:

- ①在留資格が留学であること。
②八王子市に在住していること。
③八王子地域の大学(大学院及び短期大学を含む)又は高等専門学校に在学していること。(東京家政学院大学、サレジオ高专も対象です。)

補助对象:

次のいずれかの制度を利用した場合

- ①日本国际教育支援協会による「留学生住宅総合補償」制度
②民間会社等による保証人代行制度

補助金の額: 支払った金額の相当額(100円未満切り捨て)とし、9,000円を上限とします。

問い合わせ先: 市民活動推進部国際交流課

TEL 042-620-7437 FAX 042-626-0253

E-mail b051000@city.hachioji.tokyo.jp

致外国人孩子的家长:

今年度以1997年4月2日~2006年4月1日出生的未成年人为对象实施义务教育。我市随时受理外国学龄儿童就学手续。申请办法等具体事宜请向学事课进行咨询。

致有经济困难的中小学生家长:

市政府针对有经济困难的孩子设立了学习用品、修学旅行、午餐等费用资助的“就学援助”制度。需要递交申请书,详情请咨询学事课。

咨询: 学校教育部学事课 ☎042-620-7339

外国人のお子さんのいる保護者の方へ

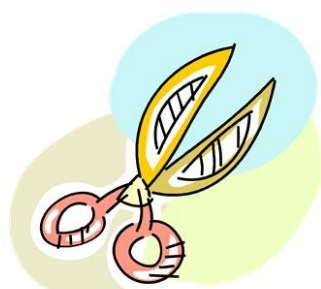
今年度、平成9年4月2日から18年4月1日生まれのお子さんは、義務教育期間です。市では、外国人のお子さんの就学は随時受け付けています。申請方法など、詳しくは学事課までお問い合わせください。

経済的に困りの小・中学生の保護者の方へ

経済的に困りの方へ、学用品、修学旅行、給食などの費用を援助する「就学援助」の制度があります。申請書の提出が必要なので、詳しくは学事課にお問い合わせください。

問い合わせ: 学校教育部学事課

☎042-620-7339



生涯学习中心 日本語教室

晚上7点~9点(周四)6月7、14、21、28日/7月5、12、19日
 上午10点~12点(周五)6月8、15、22、29日/7月6、13、20日
咨询: 生涯学习中心 ☎042-648-2232

生涯学习中心南大沢分馆 日本語教室

下午7点~9点(周三)6月13、27日/7月11、25日
咨询: 生涯学习中心南大沢分馆 ☎042-679-2208

梦美术馆展览会日程

——田村茂の世界展第2部 一空想世界——

6月1日(周五)~7月16日(周一/假日)

2005年初次展览大受欢迎,与我市有缘的画家田村茂的续编展览。这次把拥有透明感的幻想世界,以插图为中心,通过图画书使用的原画介绍给大家。

咨询: 八王子市梦美术馆 ☎042-621-6777

多文化/环境共生型野外自由活动“第5次大家不同大家好”

6月3日(周日)

可欣赏世界各国的音乐、表演,并能参加亲自体验手语及触摸盲文等各种活动。另外在众多小店里还能品尝到亚洲、中南美洲、非洲等世界各地的美味佳肴。没有停车场,餐具请自带或是现场租借。

地点:市厅舍北侧河岸广场

咨询: 大家不同大家好实行委员会
 ☎042-646-3277

欣赏绣球花散步 6月25(周一)~6月30日(周六)

市民捐赠的近600棵绣球花绽放,可欣赏初夏之美。

咨询: 晚霞小霞交流之乡
 ☎042-652-3072

八王子 夏之风物市 7月7日(周六)~8日(周日)

在八王子火车站前边的西放射线游乐道上,贩卖市内生产的牵牛花、蔬菜、风铃等富有夏天风情的产品和市内产其它产品。

咨询: 八王子夏之风物市实行委员会
 ☎042-623-6311



生涯学習センター 日本語教室

午後7時~9時(木)6月7、14、21、28/7月5、12、19日
 午前10時~12時(金)6月8、15、22、29/7月6、13、20日

問い合わせ: 生涯学習センター ☎042-648-2232

生涯学習センター南大沢分館 日本語教室

午後7時~9時(水)6月13、27/7月11、25日

問い合わせ: 生涯学習センター南大沢分館
 ☎042-679-2208

夢美術館の展覧会スケジュール

たむらしげるの世界展II 一空想世界一

6月1日(金)~7月16日(月・祝)

2005年に好評を博した八王子ゆかりの作家たむらしげるの展覧会の続編として開催。氏の透明感あふれる幻想的な世界を今回は、イラストレーション作品を中心に絵本などの原画も交え紹介します。

問い合わせ: 八王子市夢美術館 ☎042-621-6777

多文化・環境共生型野外フリーイベント「第5回みんなちがってみんないい」 6月3日(日)

世界色々な国の音楽やパフォーマンスを始め、手話や点字にふれるワークショップなど自ら参加できる体験イベントが盛りたくさん。また、多数のお店でアジア、中南米、アフリカなど世界各地の料理も味わえます。

駐車場なし。食器は持参かレンタルブースで。

場所 市庁舎北側河川敷広場

問い合わせ: みんなちがってみんないい実行委員会
 ☎042-646-3277

あじさい散策 6月25日(月)~30日(土)

市民からいただいたあじさいが、約600株咲き誇ります。

問い合わせ: 夕やけ小やけふれあいの里
 ☎042-652-3072

八王子・夏の風物市 7月7日(土)、8日(日)

八王子産アサガオをはじめ、風鈴、野菜、地場産品の販売。

場所:西放射線ユーロード。

問い合わせ: 八王子・夏の風物市実行委員会事務局
 ☎042-623-6311



緊急連絡先	
八王子市役所市民課外国人登録窓口 八王子市役所市民課外国人登録窓口 ☎042-620-7231	火災/救急車(緊急時) 火事・救急車(緊急時) ☎119
八王子市生涯学習センター図書館(可出借英語、中文、韓国語書籍) 八王子市生涯学習センター図書館(英、中、韓国・朝鮮語の本) ☎042-648-2233	八王子消防署 八王子消防署 ☎042-625-0119
入国管理局信息中心 入国管理局インフォメーションセンター ☎03-5796-7112	警察(緊急時) 八王子警察署 ☎042-645-0110
成田国際空港(有关出发、到达的信息) 成田国際空港(出発、到着に関する情報) ☎0476-34-5000	高尾警察署 南大沢警察署 ☎042-665-0110
JR 東日本(有关时刻、车票的信息) JR 東日本(時刻、料金などに関する情報) ☎03-3423-0111	南大沢警察署 ☎042-653-0110
实用信息	
住居賃貸代行保証料補助金: 外国人留学生在八王子市で賃貸住宅を借りる時、保証人を代行してもらった際に必要な費用の一部を市が補助します。 租赁住房代行保証料補助金: 外国人留学生在八王子市租赁住房時、由政府来补助利用保证人代行制度之际所需费用的一部分。 八王子市国際交流課 八王子市国際交流課 ☎042-620-7437	

医療情報	外国人生活相談
阿姆达(国際医療情報中心) 毎日 9:00~20:00 アムダ(国際医療情報センター) ☎03-5285-8088 毎日 9:00~20:00	外国人生活相談(八王子国際協会) 月一~周六 10:00~17:00 在住外国人のための生活相談 月~土: 10:00~17:00 八王子国際協会(地球市民プラザ八王子) ☎042-642-7091
“向日葵”(東京都保険医療情報中心) 毎日 9:00~20:00 “ひまわり”(東京都保険医療情報センター) ☎03-5285-8181 用外语进行医疗咨询, 包括介绍懂外语的医院 外国語のわかる病院紹介を含め、外国語で医療相談を行っています。	外国人免费行政书士咨询(于八王子国際協会) 毎月第2周六 14:00~17:00 行政書士による外国人個別相談(八王子国際協会にて) 毎月第2土曜日 14:00~17:00 ☎042-642-7091
東京都緊急口译服务 周一~周五 17:00~20:00 休日 9:00~20:00 東京都緊急通訳サービス 平日: 17:00~20:00 休日: 9:00~20:00 ☎03-5285-8185	東京都外国人咨询(法律・入国・教育问题等) ☎03-5320-7766 周二・五 中国語: 火・金曜日 9:30~12:00, 13:00~17:00 東京都外国人相談(法律・入国・教育問題など)

外语信息	外国語情報
八王子地球市民广场会报: 八王子国際協会の情報雑誌 地球市民プラザ八王子だより: 八王子国際協会の広報紙 索取处: 市役所8号窓口(外国人登録)、国際交流課、八王子国際協会 生涯学習センター学習情報広場、各市民中心 另外, 只有 Ginkgo 还可在市内部分邮局、市政设施、市内大学索取到 可用电子邮件通知 Ginkgo 的发行。请从网页上申请: http://www.city.hachioji.tokyo.jp/profile/kokusai/gb_ginkgo.html	Ginkgo Volcano: 八王子活跃战线的信息杂志 银杏 ボルケーノ: アクティブラインの広報紙 配付場所: 市役所2番窓口(外国人登録)、国際交流課、八王子国際協会、 クリエイトホール1階情報プラザ、各市民センター Ginkgo のみ: 市内一部の郵便局、市の施設、市内の大学 Ginkgo の発行をメールでお知らせします。申込はホームページから: http://www.city.hachioji.tokyo.jp/profile/kokusai/gb_ginkgo.html
八王子社区指南 八王子コミュニティガイド 市役所8号窓口(外国人登録)、国際交流課、八王子国際協会(地球市民广场八王子)等 市役所8番窓口(外国人登録)、国際交流課、八王子国際協会(地球市民プラザ八王子)	请用手机利用市府提供的“网页手机版” 携帯から利用できる「ホームページ・モバイル版」を活用してください。 日本語版 http://www.city.hachioji.tokyo.jp/m/ 中文版
八王子市医疗机构/活动信息英文版・中文版电子邮件业务于每月1日发送。登録者请往 engm@gmpw.jp (英)、chm@gmpw.jp (中) 发空邮件即可 八王子市英語・中国語の休日医療機関・イベント情報メール配信(毎月1日)サービス 登録は engm@gmpw.jp (英)、chm@gmpw.jp (中) へ空メールを	

日语课程	学習支援
生涯学習センター、初級日本語課程 生涯学習センター、初級日本語教室 ☎042-648-2231	八王子多文化学習室 村上 多文化学習室八王子 ☎080-1282-0797
八王子日本語会 一対一的方式进行日语指导 八王子にほんごの会 マンツーマン方式の日本語指導 藤井 ☎042-691-4446	和世界上的孩子们手拉手学生会 大学生教外国人小孩日语 世界の子どもと手をつなぐ学生の会 竹田 大学生が外国人の子どもに日本語を教えます ☎080-5095-6817
八王子国際友好倶楽部 八王子国際友好クラブ 藤井 ☎042-667-5420	外国人児童/学生学习支援教室 毎週星期三 15:00~17:00 17:00~19:00 外国人児童・生徒の学習支援教室 毎週水曜日 15:00~17:00 17:00~19:00 八王子国際協会 八王子国際協会 ☎042-642-7091 (この事業は、平成23年度に宝くじの受託事業収入を財源とするコミュニティ助成事業の助成を受けました。)
日中友好語学学習会 対华语圏学员进行日语指导 日中友好語学学習会 中国語圏の方を対象とした日本語指導 澄川 ☎090-1118-6098	

発行: 八王子市市民活動推進部国際交流課 地址: 〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 電話: 042-620-7437 传真: 042-626-0253 電子信箱: b051000@city.hachioji.tokyo.jp 協助: 八王子国際協会 翻譯協助: 八王子国際協会翻譯志願者 山川亞沙美 http://www.city.hachioji.tokyo.jp/languages/chinese/index.html *本刊名称源自本城市樹“银杏”, 英文名为“Ginkgo”。	 Ginkgo	発行 八王子市市民活動推進部国際交流課 住所 〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 電話 042-620-7437 ファックス 042-626-0253 Eメール b051000@city.hachioji.tokyo.jp 協力 八王子国際協会 翻譯協力 八王子国際協会語学ボランティア 山川 亜沙美 「Ginkgo」(ギンゴ)とは、八王子市の木である「いちよう」を英語で表したものです。
---	--	--

第5讲 主要的修改部分

1. 交付在留卡

替换现在的外国人登录证明书，将交付“在留卡”（参考封面）。

虽然暂时可以使用目前持有的登录证，但根据在留资格等条件的不同，有效期限也不同。详情请参考Ginkgo 3月刊。

2. 制作外国人住民票

也会给外国人交付与日本人一样的住民票。若是日本人和外国人同在一个家庭的话，可以办理到记载有全家成员名字的住民票。

姓名原则上用罗马字记载，汉字的名字可以记载在罗马字的后面。但简体字、繁体字要改写成日本通用的字。

3. 变更登录对象

与现行的外国人登录制度不一样，短期逗留者和逗留期间为3个月以内的人不适用。

4. 事务所也可以受理搬迁呈报手续

到现在为止，只在本厅市民课和一部分事务所可以办理地址变动等各种手续，新制度实施后，每个事务所都可以办理手续。

各种手续、申报的变化

1. 入国后

入国时，有关部门把在留卡交付给该当对象。开始住新地址14天以内，请拿着在留卡来市役所办理手续。

*一部分机场不能交付在留卡。

2. 搬家

在市内有地址变动的时候，开始住新地址14天以内，请拿着在留卡来市役所办理手续。此时，会在卡片

おも へんこうてん だい かい 主な変更点 第5回

1. 在留カードの交付

現行の外国人登録証明書に変わり、「在留カード（表紙参照）」が交付されます。

しばらくの間は現在お持ちの外国人登録証が使えますが、在留資格等によって有効期限が違います。詳しくはGinkgo 3月号をご覧ください。

2. 外国人の住民票作成

皆さんにも日本人と同様の住民票が作られます。日本人と外国人が同じ世帯にいる場合、全員が記載された住民票を取ることができます

氏名表記は原則アルファベット表記となり、漢字氏名はアルファベット氏名の後に併記することができます。その際、簡体字・繁体字等は日本で一般的に使われている字に置き換えられます。

3. 登録対象者の変更

今の外国人登録制度と違い、短期滞在者や在留期間3ヶ月以下の方などは登録の対象外になります。

4. 事務所での異動届出受付

いままで本庁市民課と一部の事務所で取り扱っていた住所異動などの届出が各事務所で可能となります。

かくしゅとどけで しんせい へんこう 各種届出・申請の変更

1. 入国後

対象者の方には、入国時に在留カードが交付されます。新住所に住み始めてから14日以内に、在留カードを持って、市役所へ届出にきてください。※一部カードの発行ができない空港等があります。

2. 転居

市内で住所異動があった場合は、在留カード持参の上で、新住所に住み始めてか

背面记载新的地址。

3. 国内的跨市搬迁

新制度下，跨市町村搬家的时候，需要事前申报搬出事宜，拿到搬出证明书。搬到新的市町村要办理搬出手续，请在开始住新地址14天以内，拿着这张证明书和在留卡来市役所办理。

4. 出国

不管有没有再入国许可，把基本生活场所长期转到国外的時候，请到市役所办理搬出手续。

5. 与户主的亲属关系、家庭结构变动

有关户主的名字、与户主的亲属关系的变动，14天以内要办理变更手续。此时，需要能证明亲属关系的资料。外文资料的话，须附翻译者名字的日文。

* 因为搬家等原因，户主的名字、和户主的亲属关系如有变动，或有新成员进入家庭的话，和办理上面1~4的手续需要同样的资料。

6. 其他的手续方法有所改变

在留资格/期间变更之际，可拿到记载有新的在留资格/期间的在留卡。因此，原则上就不需另赴市役所办理手续。

到现在为止，市役所担任的姓名变更手续、重新交付在留卡等手续，今后都由地方入国管理局负责办理。

◇下面网页也有这次修改法规的消息。大家请参考一下。

法务省

“新的在留管理制度将开始实施！”

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/zh-CN/index.html

总务省

“外籍居民的住民基本台帐制度开始实施”

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan_page.pdf (中文)

此通告从2011年9月号开始连载。

咨询：市民部市民课 电话：042-623-1270

から14日以内に市役所に届け出てください。このとき、カードの裏面に新しい居住地の記載を行います。

3. 国内での転出入

新制度では、他の市区町村に引っ越すときは事前に転出届を行い、転出証明書の交付を受ける必要があります。転入届出のときには、新住所に住み始めてから14日以内に、この証明書と在留カードを持ってきてください。

4. 出国

再入国許可の有無に関わらず、生活の本拠が長期間国外に移る場合は、市役所に転出届をしてください。

5. 世帯主との続柄・世帯構成変更

世帯主の氏名、世帯主との続柄の変更等があった場合は、14日以内に届け出てください。その際、続柄を証明する書類が必要になります。外国語で作成した文書については、翻訳者を明らかにした訳文も添付してください。

※ 転居等により世帯主の氏名・世帯主との続柄が変わった場合や、世帯に新たに入る場合は、1~4の届出の際に同様の資料が必要になります。

6. その他の手続変更

在留資格・期間変更の際に、新たな資格・期間の記載された在留カードが交付されるため、原則的に改めて市役所で届出を行う必要は原則なくなります。

いままで市役所で行ってきた氏名変更や在留カード再交付等の手続きは、今後地方入国管理局で行います。

◇法改正に関する情報は以下のホームページにも掲載されていますのでご活用ください

法務省

「新しい在留管理制度がスタート！」

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/zh-CN/index.html (中国語)

総務省

外国人住民に係る住民基本台帳制度について
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan_page.pdf (中国語)

※記事は2011年9月号より連載しています

問い合わせ先：市民部市民課 ☎042-623-1270